



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

号外第 7 4 号 令和 4 年 9 月 1 日発行

目次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
5 4 8	令和 4 年度後期技能検定を実施する件	産業人材育成 センター
5 4 9	皆伐面積の限度を公表する件	森林整備課

徳島県告示第五百四十八号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項及び第四十六条第二項の規定により、令和四年度後期技能検
定を次のとおり実施する。

令和四年九月一日

一 職種、等級、期日、場所及び手数料の額

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職 種	等 級	期 日		場 所	手 数 料 の 額	
		学 科	実 技		学 科	実 技
機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、配管（建築配管に係るものに限る。）、型枠施工、ガラス施工	一級及び二級	令和五年一月二十二日（日曜日）	令和四年十二月五日（月曜日）から令和五年二月十二日（日曜日）までの間において徳島県職業能力開発協会が別に指定する	徳島県職業能力開発協会が別に指定する場所	三千百円	特級 全職種 一万八千二百円
電気機器組立て、配管、型枠施工	三級					一級、二級、三級（高等学校等の在校生が受ける場合を除く。）及び単一等級和裁及び機械・プラント製図 一万三千三百円（二十五歳未満の者であつて雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第四条第一項に規定する被保険者であるもの（以下「二十五歳未満の被保険者」という。）が二級又は三級を受ける場合にあつては、四千三百円）
自動販売機調整、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、和裁、パン製造、防水施工（合成ゴム系シート防水工事、塩化ビニル系シート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事に係るものに限る。）、カーテンウォール施工、機械・プラント製図	一級及び二級					機械検査及び婦人子供服製造 一万五千百円（二十五歳未満の被保険者が二級又は三級を受ける場合にあつては、六千百円
造園、時計修理、冷凍空調和機器施工、和裁、家具製作、機械・プラント製図	三級					

バルコニー施工	単一等級			(その他の職種 一万八千二百円(二十五歳未満の被保険者が二級又は三級を受ける場合にあつては、九千二百円) 三級(高等学校等の在校生が受ける場合に限る。) 全職種 四千四百円(二十五歳未満の被保険者が受ける場合にあつては、二千九百円)
空気圧装置組立て、プリプレス、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、塗装、広告美術仕上げ	一級及び二級	令和五年二月五日(日曜日)		
機械加工、機械検査、電子機器組立て、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工	三級			

二 受検申請書の提出期間

令和四年十月三日(月曜日)から同月十四日(金曜日)まで。ただし、郵送による場合は、同月十四日までの消印があれば受け付ける。この場合においては、書留郵便によるものとし、「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

三 受検申請書の提出先

徳島市新浜町一丁目一番七号 徳島県職業能力開発協会

四 受検申請書の用紙等の配布

受検申請書の用紙及び受検案内は、徳島県職業能力開発協会で配布する。ただし、郵送による場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書きし、宛先を明記し、百二十円に相当する額の切手を貼った返信用封筒(A列四番サイズ以上)を同封すること。

五 その他

この検定の詳細については、受検案内を参照するほか、徳島県産業人材育成センター(電話〇八八―六二―二三五〇)又は徳島県職業能力開発協会(電話〇八八―六六―二三一六)に問い合わせること。

徳島県告示第五百四十九号

令和四年十月三日から令和五年三月三十一日までの間における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり定めたので、森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により公表する。

令和四年九月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

単位区域名	皆伐面積の限度（ヘクタール）	
	水源涵養保安林	土砂流出防備保安林
祖谷川	七二九・七九	五〇・七五
吉野川中流	四六六・三三	九三・五五
貞光川	一二五・三三	二〇・五九
穴吹川	二〇一・五四	六七・三〇
美馬北岸	一三〇・五七	六〇・八二
板野	二八六・四六	二〇六・三四
鮎喰川	一四四・四〇	四四・三三
勝浦川	三六七・四六	一二・一二
那賀	一、六六八・一〇	一二一・五二
那賀川下流	四三・五八	六・〇〇
日和佐川	一五一・七〇	八・六九
海部川	六八〇・四二	五七・四六
計	四、九九五・六八	七四九・四七

備考 単位区域については、次の図に示すとおりとする。
（「次の図」は、省略し、その関係図面を徳島県農林水産部森林整備課並びに徳島県

東部農林水産局及び徳島県総合県民局に備え置いて縦覧に供する。）